

川越市児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として様々な事業に取り組んでいます！

川越市児童発達支援センター



児童福祉法に基づく事業

*利用に際して、市役所（療育支援課）での手続きが必要。

保育所等
訪問支援

療法士・保育士等

児童発達支援

保育士、その他専門職

計画相談

相談支援専門員

通園あけぼの
(知的・発達)
単独・親子

らいおん、ぞう
きりん、ぱんだ組

らっこ組

通園ひかり
(肢体・医ケア)
単独・親子

もも、いちご、ぶどう組

みかん、さくらんぼ、りんご組

保護者様の申請により、当センターの療法士や保育士が保育園・幼稚園等にお伺いして療育支援をします！

【くじらグループ】
所属のある3歳児（年少）以上の未就学児
原則1年間、1回/2週

【ペンギングループ】
所属のない今年度3歳になる児
原則1年間、3～4回/月

その他事業

*利用に際して、市役所（療育支援課）での手続きは不要。（巡回相談除く）

地域支援
家族支援

療法士・保育士等

巡回相談

療法士等
(保育園等の依頼で実施)

一般相談

保健師
社会福祉士等

専門相談

療法士
心理士等

親子教室

ペアレン
ティング
プログラム

＜ペアレンティングプログラムとは＞
子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を選び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした全6回のプログラムです。

他機関
支援

研修会や情報交換会を実施しています。

相談窓口は
こちらです！
(257-6940)
(257-6900)

＜法改正に伴い、令和6年度より児童発達支援センターに求められる中核的役割＞

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョンの中核機能 ④地域の発達支援に関する入口としての相談支援機能